

法第29条 許可申請書類一覧表(災害危険区域等からの移転)

印西市都市計画課(R4.4.1)

- ◎申請書は正本(原本:証明書等の有効期限は交付日から3カ月以内)1部、副本(正本のコピー)1部の計2部を都市計画課に提出してください。
- ◎図面は、申請区域を赤枠で表示し、図面名称の明示とこれを作成した者が記名押印してください。
- ◎申請にあたっては、この一覧表を正本の一枚目に添付(事前に申請者がチェック)し、書類及び図面等を、表の項目順に綴ってください。

申請書類・図面等		必須	備考
申請書	開発行為許可申請書(省令様式第2)	○	宛名は「印西市長 ○○ ○○」
	領収済通知書(手数料)	○	都市計画課で交付する「納入通知書」により会計課で支払い後4枚目の「(原課使用分)」を提出。
添付書類	委任状<任意書式>		受任者の氏名、電話番号、FAX番号を記入(※窓口に来課する担当者の氏名、連絡先も必ず明記すること)
	建築理由書<市書式>	○	市HP参照
	誓約書<市書式>	○	市HP参照(誓約書⑥を使用)。印は実印。
	印鑑登録証明書(原本)	○	
	移転計画書<市書式>	○	市HP参照(除却完了予定日は建築確認の検査済証交付から6か月以内)
	従前建築物等の状況写真	○	従前建築物等の敷地内にある建築物全ての写真を添付すること。
	従前建築物の開発行為(変更)許可通知書・建築確認済証の写し		従前建築物等の適法性及び建築規模を建築確認等で確認
	固定資産課税台帳(登録証明)・名寄帳(原本)		従前建築物等の建築規模(面積)を確認⇒課税課
	航空写真(線引き時前のもの)		従前建築物等の建築時期(線引き以前からの建築物)を確認
	設計説明書(その1)[市規則第1号様式]	○	「土地の現況」欄は公簿、「土地利用計画」欄は実測で記入。ただし、筆の一部申請がある場合は、「土地の現況」欄には「公簿○○㎡の一部」と表示し、比率は記入不要。
	設計説明書(その2)[市規則第1号様式]		自己居住用であっても公共施設の新設等がある場合は添付。
	資金計画書(省令様式第3)		自己居住用・自己業務用(123未満)は不要
	資金計画書の添付書類		開発行為に係る費用のみ記入(建築工事は不要)。
	工事施行者が発行する工事費の内訳明細書		任意書式
	預貯金残高証明書(原本)		自己資金の場合
融資証明書(原本)		借入金の場合	
開発行為施行同意書[市規則第2号様式]			
開発区域内の土地等の所有者並びに従前建築物等の所有者等	自己所有の場合も必要	○	印は実印。「摘要」欄に「申請地または従前建築物」と記入。開発区域内および従前建築物等は所有権以外の権利及び全ての権利者の同意が必要。
同意した者の印鑑登録証明書(原本)		○	
開発区域に隣接する土地の所有者		○	「摘要」欄に「隣接地」と記入。認印でも可。
公共施設管理者同意書	法第32条同意対象の場合		「印西市開発事業指導要綱」の適用対象の場合は事前協議同意書[第5号様式]の写しを添付。
道路・法定外公共物(赤道、水路等)占用許可書等	道路法第24条又は第32条等を伴う場合		受付印のある申請書の写しでも申請可(開発許可前に許可書の写しを提出すること)。
境界確定協議書		○	協議書全ての写しを添付(敷地との接道部分を赤ラインで明示)⇒土木管理課
公共施設管理者協議書	法第32条協議対象の場合		開発事業指導要綱の協議書[第5号様式]を添付。
埋蔵文化財の確認		○	埋蔵文化財の取扱いに関する回答文⇒生涯学習課
信申請に関する資力書及び類	法人等の登記事項証明書(原本)		○
	前年度の財務諸表	自己居住用・自己業務用(123未満)は不要	
	法人税の納税証明書(原本)	自己居住用・自己業務用(123未満)は不要	
	事業経歴書	自己居住用・自己業務用(123未満)は不要	
	住民票の写し(原本)		○
	資産に関する調書(原本)	自己居住用・自己業務用(123未満)は不要	
	所得税に関する納税証明書(原本)	自己居住用・自己業務用(123未満)は不要	
	事業経歴書	自己居住用・自己業務用(123未満)は不要	
	個人		
	預貯金残高証明書等		
工に事関する者の書類	法人の登記事項証明書(原本)		○
	工事経歴書		○
	建設業者許可証明書	自己居住用・自己業務用(123未満)は不要	
	住民票の写し(原本)		○
	個人		
工事経歴書		○	
建設業者許可証明書	自己居住用・自己業務用(123未満)は不要		
設計者の資格を証する書類(市規則第3号様式)		○	申告者は法人の代表者。123未満の場合は申告事項を証する書面は添付不要。
給水に関する書類	自己居住用以外の場合不要		公営水道の協議回答書等の写し。自己居住用以外の開発行為で井戸給水の場合は工事完了前までに保健所、市環境保全課との協議録及び水質検査結果報告書の提出が必要。
農地法第4条又は第5条許可申請の写し	農地転用を伴う場合		農地転用許可を伴う場合は同時許可となる⇒農業委員会
土地の登記事項証明書(原本)		○	インターネットのオンライン請求により取得したものは不可
従前建築物等の登記事項証明書(原本)		○	インターネットのオンライン請求により取得したものは不可
添付図面	開発区域位置図(1/10,000以上)		○
	開発区域区域図(1/2,500)		○
	公図の写し(法務局発行の原本)		○
	現況図(1/2,500以上)		○
	土地利用計画図(1/1,000以上)		○
	開発区域求積図(1/500以上)		○
	造成計画平面図(1/1,000以上)		○
	造成計画断面図(1/1,000以上)		○
	排水施設計画平面図(1/500以上)		○
	給水施設計画平面図(1/500以上)		○
	がけの断面図・平面図(1/50以上)	該当がある場合	
	擁壁の断面図(1/50以上)	該当がある場合	
	擁壁構造図(認定擁壁の場合はカテゴリー等で可)	地盤(土圧)高低差1m以上の場合は構造計算書添付要	
	消防水利平面図(1/1,000以上)	自己居住用の場合不要	
	各種構造図(1/50以上)	該当がある構造物全てのもの添付要	○
従前建築物等及び代替建築物等の平面図・立面図(1/200以上)	・立面図は2面以上		